

## 大分県省力化・生産性向上支援補助金（省力化投資）交付要綱

### （趣旨）

第1条 知事は、国の中小企業省力化投資補助金＜カタログ注文型、一般型＞を活用して省力化や生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等（以下「事業実施主体」という。）の負担を軽減し DX 投資を促進するため、事業実施主体が要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、「事業実施主体」、「国補助事業」、「国補助金」とは、次の各号の定めるところによる。

- （1）「事業実施主体」とは、国が公募を行う中小企業省力化投資補助金＜カタログ注文型、一般型＞について、国の額の確定を受けた大分県内に事業所を置く中小企業・小規模事業者等をいう。
- （2）「国補助事業」とは、中小企業省力化投資補助金＜カタログ注文型、一般型＞事業をいう。
- （3）「国補助金」とは、中小企業省力化投資補助金＜カタログ注文型、一般型＞をいう。

### （補助金の交付対象者）

第3条 本事業の補助金の交付対象者は、事務局が本補助金の交付対象者として不適当であると判断する者でないこと。

### （補助対象経費及び補助率）

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は事業実施主体が事業を実施するのに要する経費のうち国補助金交付の対象であり、その対象経費及び補助率等は別表1のとおりとする。

### （補助事業の交付申請期間）

第5条 事業実施期間は、令和8年4月1日から令和9年1月29日までとする。

### （補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 規則第3条第1項の規定による交付申請及び規則第12条の規定による実績報告は、補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式）によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、電子申請の方法により、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- （1）国補助金に係る書類（交付申請書類、交付決定通知、額の確定通知）の写し
- （2）誓約書（第2号様式）
- （3）国補助において「大幅な賃上げを行う場合」に該当する場合、国に提出した賃上げに関する書類（賃金台帳等）の提出を求めることがある
- （4）その他知事が必要と認める書類

2 第1項による申請が電子による方法により難しい場合は、郵送による申請も可能とする。

### （補助条件）

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- （2）この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認

を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

- （3）財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- （4）財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- （5）知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- （6）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- （7）補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が確定したときは、その金額（当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- （8）その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定及び規則第13条の規定による額の確定は、補助金交付決定通知書及び額の確定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（補助金の交付及び請求）

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

2 補助金の交付を請求しようとする者は、補助金交付請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 知事は、次の各号の一に該当する場合には、第8条の交付の決定を取り消すことができる。

- （1）知事が別に定める期日までに、この補助金が請求されなかった場合。
- （2）国補助金請求後に何らかの事由により国補助金が支払われなかった場合。

（補助金の返還等）

第11条 事業実施主体は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還または補助金相当額の納付を行ったときは、補助金返還等届出書（第5号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

- （1）消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- （2）交付決定の取消し等に伴う国補助金の返還
- （3）取得財産の処分に伴う国補助金の返還
- （4）取得財産等の処分に伴う収入の納付
- （5）収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 知事は、前項の報告があった場合には、この補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

この要綱は、令和6年6月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年8月7日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

従業員数、補助上限額（通常・大幅な賃上げを行う場合）、補助額（通常・大幅な賃上げを行う場合）及び補助対象経費

【カタログ注文型】

| 従業員数   | 補助上限額      |               | 補助額              |                  | 補助対象経費                                    |
|--------|------------|---------------|------------------|------------------|-------------------------------------------|
|        | 通常         | 大幅な賃上げを行う場合※1 | 通常               | 大幅な賃上げを行う場合※1    |                                           |
| 5 人以下  | 166 万 6 千円 | 375 万円        | 国補助金の確定額の 1/3 以下 | 国補助金の確定額の 1/2 以下 | 国補助金の対象経費（機械装置・システムの導入・借用に要する経費（リース料を含む）） |
| 6～20 人 | 250 万円     | 500 万円        |                  |                  |                                           |
| 21 人以上 | 333 万 3 千円 | 750 万円        |                  |                  |                                           |

【一般型】

| 従業員数      |      | 補助上限額 |               |                  | 補助額            |                |                  | 補助対象経費                                        |
|-----------|------|-------|---------------|------------------|----------------|----------------|------------------|-----------------------------------------------|
|           |      | 通常    | 大幅な賃上げを行う場合※1 | 最低賃金引き上げに係る事業者※3 | 通常             | 大幅な賃上げを行う場合※1  | 最低賃金引き上げに係る事業者※3 | 国補助金の対象経費<br>(機械装置・システムの導入・借用に要する経費(リース料を含む)) |
| 中小企業※2    | 5人以下 | 250万円 | 500万円         | 対象外              | 国補助金の確定額の1/3以下 | 国補助金の確定額の1/2以下 | 対象外              |                                               |
|           | 6人以上 | 500万円 | 750万円         |                  |                |                |                  |                                               |
| 小規模事業者等※2 | 5人以下 | 対象外   | 125万円         | /                | 対象外            | 国補助金の確定額の1/8以下 | /                |                                               |
|           | 6人以上 |       | 187万5千円       |                  |                |                |                  |                                               |

※1 国補助金において「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限が適用された場合に、「大幅な賃上げを行う場合」の補助上限、及び補助額を適用する。

※2 国補助金において適用された区分に準ずるものとする。

※3 国補助金において「最低賃金引き上げに係る事業者」の補助率が適用された場合、県補助金は対象外

第1号様式（第6条関係）

大分県省力化・生産性向上支援補助金（省力化投資）交付申請書及び実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名

（担当者氏名  
連 絡 先

）

大分県省力化・生産性向上支援補助金（省力化投資）を交付されるよう、大分県省力化・生産性向上支援補助金（省力化投資）交付要綱第6条の規定により申請し、あわせてその実績を報告します。

記

1 国補助金の実施状況（実績報告の内容）

|         |   |      |   |
|---------|---|------|---|
| ①補助対象経費 | 円 | ②確定額 | 円 |
|---------|---|------|---|

2 適用された国補助上限

※国補助において適用された補助上限を選択してください（プルダウンから「通常」または「大幅な賃上げを行う場合」のいずれかを選択）。

3 県補助金交付申請及び実績報告額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

円 ※算出式により算出した額を記入すること。

4 添付資料

- （1） 国補助金に係る書類（交付申請書類、交付決定通知、額の確定通知）の写し
- （2） 誓約書（第2号様式）
- （3） 上記2「適用された国補助上限」で「大幅な賃上げを行う場合」を選択した場合、国に提出した賃上げに関する書類（賃金台帳等）の提出を求めることがある
- （4） その他知事が必要と認める書類

## 県補助金交付申請及び実績報告額算出式（カタログ注文型）

（単位：円）

### 【通常】

〈従業員数 5 人以下の場合〉

$$\text{申請可能額} = \frac{\text{国補助金の確定額}}{3} \leq 1,666,000$$

〈従業員数 6 人以上 20 人以下の場合〉

$$\text{申請可能額} = \frac{\text{国補助金の確定額}}{3} \leq 2,500,000$$

〈従業員数 21 人以上の場合〉

$$\text{申請可能額} = \frac{\text{国補助金の確定額}}{3} \leq 3,333,000$$

### 【大幅な賃上げを行う場合】

〈従業員数 5 人以下の場合〉

$$\text{申請可能額} = \frac{\text{国補助金の確定額}}{2} \leq 3,750,000$$

〈従業員数 6 人以上 20 人以下の場合〉

$$\text{申請可能額} = \frac{\text{国補助金の確定額}}{2} \leq 5,000,000$$

〈従業員数 21 人以上の場合〉

$$\text{申請可能額} = \frac{\text{国補助金の確定額}}{2} \leq 7,500,000$$

申請可能額（千円未満切り捨て）＝県補助金交付申請及び実績報告額

第 1 号様式の「3 県補助金交付申請兼実績報告額」にご記入ください。

## 県補助金交付申請及び実績報告額算出式（一般型）

（単位：円）

### 【通常】

〈中小企業・従業員 5 人以下の場合〉

$$\text{申請可能額} = \frac{\text{国補助金の確定額}}{3} \leq 2,500,000$$

〈中小企業・従業員数 6 人以上の場合〉

$$\text{申請可能額} = \frac{\text{国補助金の確定額}}{3} \leq 5,000,000$$

### 【大幅な賃上げを行う場合】

〈中小企業・従業員数 5 人以下の場合〉

$$\text{申請可能額} = \frac{\text{国補助金の確定額}}{2} \leq 5,000,000$$

〈中小企業・従業員数 6 人以上の場合〉

$$\text{申請可能額} = \frac{\text{国補助金の確定額}}{2} \leq 7,500,000$$

〈小規模企業者等・従業員数 5 人以上の場合〉

$$\text{申請可能額} = \frac{\text{国補助金の確定額}}{8} \leq 1,250,000$$

〈小規模企業者等・従業員数 6 人以上の場合〉

$$\text{申請可能額} = \frac{\text{国補助金の確定額}}{8} \leq 1,875,000$$

申請可能額（千円未満切り捨て）＝県補助金交付申請及び実績報告額

第 1 号様式の「3 県補助金交付申請兼実績報告額」にご記入ください。

※県補助金では、国補助金における補助額 15,000 千円までを対象とする。

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

### 記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3） 暴力団員が役員となっている事業者
- （4） 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- （5） 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- （6） 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- （7） 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- （8） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の（1）から（8）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

3 省力化製品導入のモデル事例として県もしくは県の委託する事業者のヒアリングや事例集作成に協力します。

令和 年 月 日

大分県知事

殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

（ふりがな）

氏 名

生年月日 （明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

大分県省力化・生産性向上支援補助金（省力化投資）  
交付決定通知書及び額の確定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった大分県省力化・生産性向上支援補助金（省力化投資）については、大分県省力化・生産性向上支援補助金（省力化投資）交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金の額の確定額 金 円
- 3 補 助 条 件

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (3) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (4) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (7) 補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が確定したときは、その金額（当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) その他、大分県補助金等交付規則及び大分県省力化・生産性向上支援補助金（省力化投資）交付要綱の定めに従うこと。

第4号様式（第9条関係）

大分県省力化・生産性向上支援補助金（省力化投資）交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名

（ 担当者氏名  
連 絡 先 ）

大分県省力化・生産性向上支援補助金（省力化投資）交付要綱第9条の規定により、大分県省力化・生産性向上支援補助金（省力化投資）を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

※振込先金融機関名、金融機関コード（4桁）、支店名、支店コード（3桁）、預金の種別、口座番号  
および預金の名義（カタカナ）

振込先金融機関名：  
金融機関コード（4桁）：  
支 店 名：  
支店コード（3桁）：  
預 金 の 種 別：  
口 座 番 号：  
預金の名義（カタカナ）：

大分県省力化・生産性向上支援補助金（省力化投資）返還等届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

（ 担当者氏名  
連 絡 先

）

中小企業省力化投資補助金＜カタログ注文型、一般型＞（国補助金）の返還または収入等の納付を行いましたので、大分県省力化・生産性向上支援補助金（省力化投資）交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 国補助金の返還または収入等の納付事由

- ☐ 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- ☐ 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還
- ☐ 取得財産の処分に伴う国補助金の返還
- ☐ 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- ☐ 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 国補助金の返還額または収入等の納付額

\_\_\_\_\_ 円

3 国への送金日

年 月 日